（カード代替電磁的記録の記録に係る手続）

第三十九条の七　法第十八条の二第四項の規定により申請者がカード代替電磁的記録を電磁的記録媒体に記録するときは、機構は、次に掲げる措置を行わなければならない。

一　カード代替電磁的記録の利用方法その他のカード代替電磁的記録の利用に関する重要な事項についての提示を行うこと。

二　その他主務大臣が必要と認める措置

（カード代替電磁的記録の有効期間）

第三十九条の八　法第十八条の二第五項の主務省令で定める期間は、カード代替電磁的記録の発行の日から起算して一月とする。

［新設］

（カード代替電磁的記録の失効を求める旨の届出）

第三十九条の九　カード代替電磁的記録利用者は、機構に対し、その者が発行を受けたカード代替電磁的記録の失効を求める旨の届出をすることができる。

2　前項の届出は、機構が定める方法により行うものとする。

［新設］

（カード代替電磁的記録を失効させるべき場合等）

第三十九条の十　法第十八条の二第八項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　カード代替電磁的記録利用者符号が漏えいし、滅失し、又は毀損したとき。

二　カード代替電磁的記録利用者が、その者に係るカード代替電磁的記録を記録した電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備の使用を停止したとき。

三　カード代替電磁的記録利用者が、その者に係るカード代替電磁的記録を記録した電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備を紛失したとき（当該カード代替電磁的記録利用者が、第三十九条の十六第一号の規定による届出を行った場合を除く。）。

2　法第十八条の二第八項の規定による機構への届出の通知は、これを暗号化して行うものとする。

［新設］

（カード代替電磁的記録の失効事由等）

第三十九条の十一　法第十八条の二第九項第五号の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　発行されたカード代替電磁的記録の全部を送信したとき。ただし、発行されたカード代替電磁的記録の全部を送信した場合において、カード代替電磁的記録を送信した相手方に当該カード代替電磁的記録を送信することができる状態が継続するときは、当該カード代替電磁的記録を送信した相手方以外の者から新たにカード代替電磁的記録の送信を求められたとき。

二　カード代替電磁的記録の有効期間内にカード代替電磁的記録利用者の誕生日（その者の誕生日が二月二十九日であるときは、その者のうるう年以外の年における誕生日は二月二十八日であるものとみなす。）の前日が経過したとき。

三　カード代替電磁的記録利用者から機構に対し、第三十九条の九第一項の規定による届出があったとき。

2　前項に規定する場合のほか、カード代替電磁的記録発行者署名符号又は特定カード代替電磁的記録発行者署名符号が漏えいし、滅失し、又は毀損した場合にも、当該カード代替電磁的記録発行者署名符号又は特定カード代替電磁的記録発行者署名符号に係るカード代替電磁的記録は、その効力を失うものとする。

3　機構は、前項の規定によりカード代替電磁的記録の効力が失われたときは、インターネットの利用その他の方法により、遅滞なくその旨を公表しなければならない。